※赤下線(実線):変更した部分・追加した項目 青下線(波線):現将来構想で記述はあるが項目立てのないものを今回項目立て

新たな宮城県特別支援教育将来構想中間案

I 特別支援教育将来構想の策定について

| 策定の背景

平成 | 8年 | 2月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」について、我が国においては関係法令等の整備を進め平成26年 | 月に批准しました。同条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システムの構築を提唱しています。

また、国においては、平成 I 9年の学校教育法等の一部改正による特別支援教育の本格的実施、平成 2 5年の学校教育法施行令等の改正のほか、平成 2 8年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されています。

このような中、本県においては、平成 I 7年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めました。また、平成 2 7年に策定した「宮城県特別支援教育将来構想(以下「現構想」という。)」では、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進のほか、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿の全面的な支援に取組んできました。

この I O 年間で、新型コロナウイルス感染症により、施策への影響はありましたが、特別支援学校におけるセンター的機能の充実による就学前からの切れ目ない支援、居住地校学習などにより特別支援教育への理解は進んでいます。一方で、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している中で、多様な教育的ニーズに応じた切れ目ない支援体制の確立、インクルーシブ教育システムの構築に係る多様な学びの場の整備や特別支援学校の狭隘化の解消等が引き続き求められています。

今回策定する「特別支援教育将来構想」は、これまでの取組や新たな課題を

現将来構想

I 特別支援教育将来構想の策定について

我が国における「障害者の権利に関する条約」については、平成 1 9 年の署名とともに関係法令等の整備を進め、平成 2 6 年 1 月に批准しました。同条約は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、教育においてはインクルーシブ教育システムの構築を提唱しています。

このような世界の流れの中で、我が国においても平成 | 9年に学校教育法等の一部改正、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の学校教育法施行令の一部改正等、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育が推進されています。

本県においては、平成 I 7年に「宮城県障害児教育将来構想」(以下「現構想」という。)を策定し、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」という基本理念の下に、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進め、一定の成果を挙げてきたところです。

一方、このIO年間で、特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。また、現在、推進されているインクルーシブ教育システムの構築においては、多様化する教育的ニーズへの対応として、多様な学びの場の整備やICT活用等の教育環境の整備とともに卒業後の心豊かな生活の実現に向け、地域における支援体制の整備が求められています。

今回策定する「特別支援教育将来構想」は、このような世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、平成 27 年度から平成 36年度までを計画期間とした、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

踏まえ、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

2 計画期間

令和7年度から令和 | 6年度までの | 0年間の期間とする。

- 3 特別支援教育を取り巻く状況等
- (1) 本県の特別支援教育を取り巻く状況
- ① 児童生徒数の推移

本県の小・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程(以下「小・中学校等」という。)の特別支援学級で学ぶ児童生徒数は平成25年度2,675人から令和5年度4,663人に増加(74.3%増)し、令和5年度は、知的障害と自閉症・情緒障害が92.5%を占め、平成25年と比較すると知的障害は51.4%、自閉症・情緒障害は59.1%増加しています。このほか、肢体不自由を除く障害種別で増加傾向にあります。

通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年度2, 127人から令和5年度4, 57 | 人に増加(114.9%増)し、令和5年度はLD等が72.7%を占めています。LD等は通級による指導の対象となった平成18年度10人、平成25年度77 | 人、令和5年度3,322人と大幅に増加し、特に、ことば・学習障害・注意欠陥多動症で全体の約8割を占めています。

さらに、令和4年度の文部科学省調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は小・中学校等では通常の学級に8.8%程度在籍しているとされ、平成24年度調査結果より2.4ポイント上昇しています。

② 特別支援学校等の児童生徒数の推移

県内特別支援学校の児童生徒数は、平成25年度2,474人から令和5年度2,709人に増加(9.4%増)し、令和5年度は知的障害が91%を占め、平成25年度との比較では、知的障害が13.4%増加しています。全体の児童生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、特に、仙台圏域の県立知的障害特別支援学校の増加が顕著です。また、知的障害以外の特別支援学校については、横ばいから減少基調となっています。

仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、今後8年程度は増加を続

(Ⅱ各学校等の現状と課題 I小中学校 (I)特別な支援を必要とする児童生徒数の増加として記載)

け、令和 | 4年度にピークを迎え、令和 5年度よりも 4 4 5 人増加する見通しとなっています。学部別では、小学部が令和 7 年度、中学部が令和 | 3 年度、高等部が令和 | 6年度にそれぞれピークを迎え、以降緩やかに減少する見通しとなっています。

また、仙台圏域以外については、令和 | 4年度までは緩やかに増加し、以降、緩やかに減少する見通しとなっています。

③ 狭隘化の状況

県立知的障害特別支援学校の児童生徒数については、従前から引き続き増加 の傾向にあり、中でも小学部の児童数の増加が顕著となっています。

本県においては、これまで仮設プレハブ校舎の建設や本来作業学習等で使用する特別教室を普通教室に転用するなどして、児童生徒数の増加に対応してきましたが、特に仙台圏域における小松島支援学校、利府支援学校、名取支援学校のほか、古川支援学校、角田支援学校の各学校においては、校舎規模に対する児童生徒数の割合が高い状況となっています。

一方、知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数については、今後は減少基調で推移していく見込みとなっています。

④ 特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路状況

県立特別支援学校高等部・専攻科卒業生の進路については、令和5年度は、 就労継続支援A型やB型、生活介護利用などの福祉的就労が最も多く、55. 2%、一般企業等への就労は、35.3%となっています。また、専門学校や 大学等への進学については、毎年2~5%台で推移しています。

⑤ 県の特別支援教育に関する計画等の変遷

平成 | 7年:宮城県障害児教育将来構想

・障害のある子供と障害のない子供が「共に学ぶ」教育環境づく

みやぎ障害者プラン

・地域で自分らしい生活を安心して送れる社会

平成2 | 年:「養護学校」から「支援学校」へ名称変更

平成22年:宮城県教育振興基本計画

・障害のある子供へのきめ細かな教育の推進

県立特別支援学校教育環境整備計画

平成23年:みやぎ障害者プラン

・だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり

平成27年: 宮城県特別支援教育将来構想

・柔軟で連続性のある多様な学びの場の充実

みやぎ子ども・子育て幸福計画(第 | 期)

・健やかな体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成

平成29年:第2期宮城県教育振興基本計画

・多様なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

平成30年:第2期県立特別支援学校教育環境整備計画

みやぎ障害者プラン

・だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり

令和 2年:みやぎ子ども・子育て幸福計画(第Ⅱ期)

・誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包 まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す

令和 5年:第2期県立特別支援学校教育環境整備計画(改訂版)

令和 6年:第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)

・多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

みやぎ障害者プラン

・だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心し て送ることができる地域社会づくり

県では、平成 I 7年に「宮城県障害児教育将来構想」と「みやぎ障害者プラン」、平成22年に「宮城県教育振興基本計画」、「県立特別支援学校教育環境整備計画」等を策定し、障害のある児童生徒の教育や福祉に関する様々な事業を展開してきました。

これまで、特別支援教育や障害福祉に関する新たな法律の制定など、障害のある児童生徒を取り巻く環境は大きく変化していますが、その変化に適切に対応するための見直しを随時行いながら、特別支援教育の推進に取り組んでいま

す。

(2) 各学校等の状況

① 小・中学校等

小・中学校等における特別支援学級数は、平成25年度 I, I46学級から令和5年度 I, 424学級に増加(24.3%増)し、令和5年度は知的障害と自閉症・情緒障害学級が78.3%を占めています。また、通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年度2, I27人から令和5年度4,571人に増加(II4.9%増)しています。

多様な学びの場としての特別支援学級や通級指導教室の整備が進み、一人一 人の教育的ニーズに応じた特別な支援を提供する環境が整ってきています。

一方で、令和5年度に初めて特別支援学級を担任した教員は2 1 7 人(全体の2 4%)、初めて通級指導教室を担当した教員は66人(全体の2 1%)となっており、特別支援教育を担う教員の専門性向上についての継続的な取組が必要です。また、通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している現状であることから、特別支援教育を担当する教員のみならず、管理職を含めた全ての教員、学校全体で特別支援教育を推進する校内体制の整備が求められます。

② 高等学校·中等教育学校後期課程

中学校特別支援学級から高等学校・中等教育学校後期課程(以下、「高等学校等」という。)への進学者数は増加傾向にあり、令和4年度は特別支援学級卒業生の25%に当たるIO7人が高等学校等へ進学しています。また、令和5年度に通級による指導を実施した高等学校等は9校、対象生徒数は36人となり、通級が始まった令和元年度の約3倍に増加しています。

高等学校等においても、特別な支援を必要とする生徒が在籍している現状を踏まえ、多様な教育的ニーズに対応する特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備及び教育課程の工夫、教員の特別支援教育に対する専門性の向上、通級による指導を担当する教員の育成が急務となっています。

③ 県立特別支援学校

県立知的障害特別支援学校の幼児児童生徒数は、平成25年度1,867人、

Ⅲ 各学校等の現状と課題 (比較するためⅢから移動)

| 小・中学校

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

本県の小・中学校において、平成25年度に特別支援学級を設置している割合は、小学校84. 1%、中学校86. 5%となっており、通級指導教室を設置している学校の割合は、小学校26. 1%、中学校4. 8%となっています。

これらの特別支援学級の障害種別設置数は、知的障害と自閉症・情緒障害で約8割を占め、特に、自閉症・情緒障害は I O年前と比較すると50%も増加しており、それ以外は知的障害も含め微増傾向にあります。

このほか、LD等の通級による指導を受けている児童生徒数は、平成25年5月の時点で77 | 人であり、LD等の児童生徒が通級による指導の対象に加えられた平成 | 8年度の | 0人と比較すると76 | 人増加しています。

また、平成24年度の文部科学省の調査においても、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒は小・中学校では通常の学級に6.5%程度在籍しているとされています。

今後は、小・中学校においても、特別な支援を必要とする児童生徒が適切に 学習できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な支援を行うことが 必要です。

(2) 特別支援教育の校内体制整備

本県の特別支援教育に関する校内委員会の設置率,特別支援教育コーディネーター の指名率は小・中学校ともに I 00%であり,校内における特別支援教育の体制は整備されたものの,校内委員会の年間開催回数が2回以下の学校が小学校では約7割,中学校では約8割となっています。

今後は、校内委員会を計画的に開催し、その役割を十分に機能させることが 必要です。

(3) 教員の専門性

平成25年度の小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数は1,186人で,10年前と比較して612人増加していま

令和5年度2,095人と増加傾向(I2.2%増)にあり、教室不足を解消するため、特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数は、横ばいから減少基調が続いています。

また、学部別学級数は、令和5年度は平成25年度と比較して、小学部は50学級増、中学部は6学級増、高等部は4学級増となっており、小学部学級数の増加が顕著です。

さらに、重複障害児童生徒数は、平成25年度443人から令和5年度48 I人に増加(8.6%増)し、自宅等で教育を受ける訪問教育対象の児童生徒 数は平成25年度72人から令和5年度25人に減少(65.3%減)してい ます。一方、医療的ケア対象児童生徒数については、平成25年度74人から 令和5年度122人に増加(64.9%増)となっています。

児童生徒の増加に伴い、特別教室等を普通教室へ転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限されるとともに、重複障害のある児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に伴う教室不足のほか、狭い環境下における、事故などが起きないよう、細心の注意を払いながらの教育活動となっています。

こうした状況の解消を図るため、関係市町村の協力等を得ながら、余裕教室等を活用した教室整備や適切な就学支援など、狭隘化の解消へ向けた取組を進めていく必要があります。また、医療的ケアの実施対象校においては、教員及び看護職員が高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応できるよう、安心・安全な学校の体制づくりを推進していく必要があります。

④ 就学前から学校卒業後まで

幼稚園や保育所等から特別支援学校に寄せられる相談件数は、年間700件から1,000件程度で推移しており、特別支援学校のセンター的機能が一定程度発揮されています。

小学校在学中に個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、中学校又は中学部へ引継いだ割合は、特別支援学級の児童については、ほぼ I 0 0 %ですが、通級による指導を受けていた児童や通常学級に在籍し特別な支援を必要とする児童については 9 0 %程度となっています。また、中学校から高等学校等への引継ぎについては、進学決定後に中・高申送り個票や個別の教育支援計

す。

このようなことから、自閉症児のコミュニケーション能力を高めるための指導内容・方法の改善や充実が必要であり、全ての教員が自閉症児への対応について共通理解し、情緒の安定を促すための個別の支援の充実を図ることが必要です。

(4) 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用

小・中学校ともに「個別の教育支援計画」の作成率は約5割,「個別の指導計画」の作成率は約8割にとどまっています。

今後は、一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援を行っていくことが必要です。

2 特別支援学校

(1) 知的障害特別支援学校の狭隘化

平成25年度の県立知的障害特別支援学校の在籍者数は平成25年5月現在1,867人で,10年前と比較すると616人増加しており,教室不足を解消するため,特別教室等を普通教室に転用するなどの対応を行っています。児童生徒数の増加を学部別に学級数でみると,小学部は30学級,中学部は24学級,高等部は54学級それぞれ増加しており,高等部の学級数の増加が顕著です。

特に,仙台圏域の県立知的障害特別支援学校3校(光明,名取,利府)の在籍者数は,それぞれ200人を大きく超える状態が続いているため,高等部校舎やプレハブ校舎の増築等で対応しています。

このようなことから,作業室や運動場の確保が困難であるなど教育活動に支 障を来たす状況を解消するため,関係市町村の協力を得ながら,狭隘化の解消 に向けた対策が急務です。

(2) 知的障害以外の特別支援学校

知的障害以外の特別支援学校は、今後、児童生徒数が横ばいかやや減少することが推測されることから、一定規模の学習集団の確保を図るため、社会の変化に対応した学科の再編について検討する必要があります。

画等の活用による十分な情報交換を促しています。

就学前から学校卒業後までのライフステージに応じた必要な支援を行うために、学校段階では個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が進んでいますが、就学前の段階から作成し、高等学校等卒業の段階まで、それぞれのライフステージの接続期に確実な活用を図る必要があります。

また,知的障害などの障害を併せ有する児童生徒が在籍していることから, 複数の障害種に対応できるよう,障害種部門の併置化や併設化を検討する必要 があります。

(3) 進路指導の充実

児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導の充実に向けた研修会の実施や関係機関との連携を図ってきました。また、平成25年度の特別支援学校卒業者の進路先では、就職を希望した | 32人に対して | 25人の就職が決定しています。

このようなことから、本人の希望に沿った進路の実現に向けて、一人一人の 多様な教育的ニーズに応じた教育内容・指導方法を検討する必要があります。 また、障害の状態に応じた複数の教育課程を編成するほか、学校と事業所及び 関係機関とが合同で行う研修会等を通して、教育課程や教育活動の見直し等を 図る必要があります。

(4) 教員の専門性

重複障害のある児童生徒が多く在籍しているほか,医療的ケアの対象児童生徒が増えており,教員は複数の障害種の専門性や摂食指導,介護に関する知識・ 技能等を高めることが必要です。

(5) 軽い知的障害のある生徒への対応

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難な程度(以後、「軽い知的障害」という)の生徒を対象とする高等学園は県内に2校あり、いずれも入学を希望する生徒が増加し毎年多くの不合格者を出しています。不合格となった生徒の多くが二次募集で県立特別支援学校(知的障害)等に入学しており、そのような状況に対応するため平成28年度には女川町に新たな高等学園を設置する予定です。

また,生徒数の増加が著しい仙台圏域における高等学園の整備に向けた検討が必要であるとともに,二次募集で県立特別支援学校(知的障害)に入学する生徒に対応した教育課程を編成するなどの工夫が必要です。

(6) 居住地校学習

本県では、平成 I 6年度から「共に学ぶ教育」を進めるため、本人及び保護者の希望により、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきました。この取組は、双方の児童生徒の経験を広め、心の成長を促すなどの成果を挙げています。

今後は、より多くの児童生徒が参加できるよう、交流及び共同学習の教育課程への位置づけや、学習の難易度が上がる小学校高学年以上の活動内容の更なる充実と検討が必要です。また、直接交流が困難な場合は、作品や手紙の交換などによる間接交流を行うことも必要です。

(7) センター的機能

特別支援学校のセンター的機能が広く認知されたことで、助言等件数は、平成20年度の764件から平成25年度は1,288件と増加しており、小・中、高等学校及び保育所・幼稚園等において、特別支援学校からの助言に基づく指導の充実が図られてきています。

このようなことから、特別な支援の強化に向けて、高い専門性をもつ人材の 更なる確保と、地域支援が可能な特別支援教育コーディネーターの複数指名な ど、センター的機能を補完する体制づくりが必要です。

また、それぞれの学校だけでは、障害のある児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズへの対応が難しい場合があり、障害種の異なる特別支援学校間においても、緊密な連携を図り、相互に有する専門性を活用するための体制の整備を図る必要があります。

(8) 適切な就学支援

入学直前に、特別支援学校から通常の学校へ就学先を変更する事例がありました。本人、保護者、市町村教育委員会が早期から計画的・継続的に教育相談等を実施し、就学先決定について合意形成を図る必要があります。

3 高等学校

(1) 特別な支援を必要とする生徒への対応

文部科学省の平成24年度の調査においては、中学校の特別支援学級から高等学校への進学率は27.1%となっており、平成21年度の調査では発達障

害の可能性のある生徒は、高等学校に2.2%程度在籍していると推測されています。

このようなことから、高等学校においても特別な支援を必要とする生徒に対応するため、多様な教育的ニーズを的確に捉え、障害による学習上・生活上の困難を改善、克服するための配慮を行うとともに、生徒一人一人が持てる力を十分に発揮するための対応が求められます。

また,特別な支援を必要とする生徒へ具体的な支援を行うため,障害の状態,配慮事項,関係機関などの情報を,中学校との接続期には学校間で適切に引継ぎを行うほか,「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図る必要があります。

(2) 特別支援教育の校内体制

特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置が進む一方,校内委員会を開催していない学校が約4割,また,年間開催回数が2回以下の学校が約9割となっています。

このようなことから、校内委員会を計画的に開催するなど、その役割を十分 に機能させるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と 活用を図り、具体的な支援を行うことが必要です。

また,特別な支援を必要とする生徒に関する実態調査を実施していない学校 が4割近くにのぼっています。

このようなことから、生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、行動観察や検査等の実施により障害の状態等を把握するとともに、管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、教員の特別支援教育に対する理解と専門性の向上を図る必要があります。

Ⅱ 現構想における取組の成果と課題

現構想は、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に 学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」を基本理念とし、その推 進に向け、以下の4つの目標を定め、取り組んできました。それぞれの取組を 振り返ると、学習支援室システム等を通じて適切な支援を確保する体制の在り 方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきた一方で、 今後、対応が必要な課題も確認されました。

Ⅱ 現構想における成果と課題

目標 | 自立と社会参加

Ⅰ 乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制の充実

(1) 成果

県立特別支援学校のセンター的機能による相談受付件数は、平成29年度 以降、年間6,000件前後で推移し、令和5年度は6,177件、そのう ち幼稚園・保育所等からの相談は全体の約13%となりました。また、視覚 障害や聴覚障害のある乳幼児への教育相談充実事業においては、年間700 件以上の相談等に対応しています。

適切な支援を継続的に行えるよう、幼稚園・保育所等向けの「就学前からつくる個別の教育支援計画~つなぐための作り方と使い方~」を作成し、県内全ての幼稚園、保育所等に配布したことに加えて、支援計画の作成に関する研修会を4回開催し、延べ691人が参加しています。

さらに、視覚障害のある幼児への早期からの教育的支援を行うため、令和 4年度に視覚支援学校幼稚部を設置しています。

これらの取組を通じて、乳幼児期からの切れ目ない支援体制の充実を図ってきました。

(2) 課題

乳幼児期からのきめ細かな相談や一貫した支援を行うため、保健、医療、福祉部門や幼稚園・保育所等の教育及び保育部門と家庭との連携体制を強化していく必要があります。また、相談件数が増加している特別支援学校のセンター的機能について、継続的で充実した相談体制とするため、他の関係機関との更なる連携や役割分担が必要になっています。

2 特別支援学校における進路学習の充実

(1) 成果

各特別支援学校において、キャリア・パスポート(児童生徒が、自らの学習

【 現構想の4つの目標 】

- Ⅰ 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する
- 2 市町村における就学支援体制を整備する
- 3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する
- 4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

Ⅰ 障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

(1) 学習支援室システム

県内小・中学校 I 8校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対して個別の実態に応じたきめ細やかな支援を行ってきました。その結果、学力の向上や情緒の安定等、「学習支援室」の活用により学習面及び生活面全般にわたり改善が図られるとともに、障害のない児童生徒や担当以外の教員の障害に対する理解が促進されました。一方、学年進行に伴い、各児童生徒の教育的ニーズの差異が認められ、同一の教育内容を一緒に学習することが難しくなったり、障害が重度の場合、他の児童生徒が「学習支援室」を活用できなくなったりした例も見られました。

(2) 居住地校学習

これまで特別支援学校においては、児童生徒が居住地の小・中学校において 交流及び共同学習を実施してきました。その結果、参加人数は平成 I 6年度の 63人から、平成25年度は309人となり、地域における児童生徒の交流の 機会が増えるとともに、保護者同士の繋がりが広がり、地域での理解や支援を 得ることができるようになりました。

しかしながら,教育的ニーズの幅が広がる小学校高学年から中学校における 交流及び共同学習の内容については工夫が必要であるとの指摘もありました。

これらの取組を通じて、障害のある児童生徒にとって、課題や学習内容に応じ、集団もしくは個別のいずれかで学ぶことができる場を選択・活用できる仕組みを取入れることで、高い学習効果が得られることが明らかになりました。

このことから、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の 設定と活用に向けた効果的な指導体制の在り方を確立するため、専門家チーム を活用したモデル事業を展開し、その手法の更なる工夫とその成果を周囲の諸 学校へ普及させる必要があります。 状況や日常生活等の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫した教材)を作成し、小学部段階からのキャリア教育が推進されています。

進路学習の充実を図るため各特別支援学校において卒業生による進路講話を実施するなど、卒業後の社会生活のイメージづくりに取り組んできました。 進路指導担当者による福祉事業所、ハローワーク、就労・生活支援センター等との連携、特別支援教育コーディネーター等による福祉機関等との連携により、卒業後の社会生活への円滑な移行に取り組みました。また、聴覚支援学校では、大学への進学など多様化する進路を見据えた学科改編を行い、令和6年度に普通科を設置しています。

(2) 課題

めまぐるしく変化する社会に対応したキャリア教育と進学も含めた多様化する進路先にマッチした進路学習を検討していくことが必要になっています。また、障害者の法定雇用率引き上げに伴い、雇用に積極的な企業が増えていることを踏まえた進路学習、進路ガイダンスなど、より主体的に社会参加・進路選択をする態度を育成することも求められます。

今後は、産業構造や進路を巡る環境の変化等に即した情報を積極的に発信 し、ICT 関連業務、半導体関連産業への就労を視野に入れた進路学習を展開 することも望まれます。

3 特別支援学校における就業定着の支援

(1) 成果

個別の教育支援計画及び移行支援計画を作成・活用し、関係機関等との連携による本人、保護者を含めた移行支援会議を実施することで、学校生活から就業後の生活への円滑な移行につながりました。高等学園の令和5年度卒業生については、一般就労が90%を超えています。また、進路指導担当者を中心に卒業生へのアフターケア(卒業生の職場での悩みの聞き取り、就労先との情報共有等)を実施することにより、高等学園令和4年度卒業生の1年後の職場定着率は82.6%となっています。

(2) 課題

卒業生への定期的なアフターケアの重要性を認識しつつ、進路担当者の負担も考慮し、関係機関との連携のもと、その役割や連携の在り方について検

2 市町村における就学支援体制を整備する

市町村においては職員の異動等により、担当者間の円滑な就学支援やその情報共有が難しい状況があることから、本県では体制整備の支援のために巡回就学相談及び就学事務説明会を実施してきました。

また、平成25年の学校教育法施行令の一部改正により、就学の仕組みが変更され、今後、市町村において、適切な就学支援の体制整備が確立されるよう、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るなど、市町村を支援するための体制の強化に取組む必要があります。

3 共に学ぶ教育に関する理解を促進する

コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、中核となる教職員の理解啓発に努め、各学校における伝講会などの実施により、共に学ぶ教育についての理解は深められてきました。

しかしながら、小・中学校における教職員の理解は進んできましたが、高等学校における教職員への更なる理解啓発を図ることが今後の課題です。そのためには研修の実施だけではなく、高等学校における交流及び共同学習の実施や障害のある児童生徒と実際に関わる機会を設定するなど、一層の理解促進に向けた方策を検討する必要があります。

4 小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

本県の総合教育センターにおいては、小・中学校等の教職員を対象とした特別支援教育に関する研修が拡充され、受講者が増加するなど、特別支援教育の推進が図られてきました。

また、特別支援学校のセンター的機能については、特別支援教育が様々な障害のある児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員の幅広い専門性が一層求められているほか、特別支援学校間の連携及び情報共有、小・中学校の教育資源や担当者等を繋ぐ調整役としての役割も求められています。今後、多様な教育的ニーズに応じていくために、特別支援学校教職員の幅広い専門性を高め、特別支援学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が強く求められます。

討していくことが必要になっています。また、就業定着には仕事面のほか、生活面の充実といった視点に立った就業と生活に係る支援充実のため、福祉、 医療、行政、労働等関係機関との連携を更に強化していく必要があります。

4 特別な支援を必要とする児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行 を支援する取組の充実

(1) 成果

各特別支援学校においては、県障害者スポーツ大会や県特別支援学校陸上競技大会、特別支援学校フットサル大会などへの参加、地域のNPO団体と連携したアート活動等の実施など、在学中から文化芸術・スポーツに親しむといった生涯学習につながる取組を行っています。また、特別支援学校文化祭では、生徒による製品販売やステージ発表を行い、県民に特別支援学校の取組を広く知っていただくとともに、生徒の満足感や自己有用感を高める機会となっています。

各特別支援学校の生徒及び保護者を対象とした進路充実事業研修会において、卒業生の体験談や就労先事業所からの話を聞くことにより、将来の自分の姿をイメージすることにつなげることができました。

(2) 課題

卒業後の心豊かな生活を見据え、生涯学習の観点から各特別支援学校の教育課程を見直すことが重要です。その際には、地域の関係団体等と連携を図るなど、卒業後もつながりが保てるような工夫が求められます。地域での安定した社会生活を実現するためには、居住地の福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携をより密にし、学校から社会への円滑な移行へつなげる取組の充実が必要となっています。

目標2 学校づくり

Ⅰ 共に学ぶ教育環境づくり

(1) 成果

平成27年度から9年間にわたり取り組んだ「共に学ぶ教育推進モデル事業」では、モデル校28校(小学校 | 3校、中学校8校、高等学校7校)において、障害の有無によらず児童生徒が共に学ぶための授業づくりや校内支援体制の構築、教職員への理解啓発を進めました。

さらに、特別支援学校の児童生徒が地域の小・中学校等へ出向き交流及び 共同学習を行う「居住地校学習」の参加人数(特別支援学校)は、平成25年 度の309人に対し、令和5年度は4 | 2人と、| 03人の増加となり、実施 率も34. |%に増加しました。小・中受入校(居住地校)についても、平成 25年度229校から令和5年度27 | 校に増加し、小・中学校等における インクルーシブ教育の理解促進につなげることができました。

(2) 課題

共に学ぶ教育推進モデル事業のモデル校における校内支援体制づくりの ノウハウの県内全域への発信による、インクルーシブ教育システム構築の理 解啓発と支援体制整備のほか、居住地校学習における特別支援学校と居住地 校の児童生徒が能動的に関わることができる取組の検討と、実践の蓄積が必 要になっています。

さらに、特別支援学校と小・中学校等の交流及び共同学習を促進する観点から副籍制度の導入を検討することも望まれます。また、ICT機器等を活用した居住地校と特別支援学校の児童生徒の交流機会の拡大などについて検討し、好事例を蓄積していくことも必要です。

2 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実

(1) 成果

特別支援学級及び通級による指導を受けている県内全て(仙台市除く)の 児童生徒に係る特別な教育課程の編成について、市町村教育委員会等へ助言 等を行いました。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校等の要請に応じ、支援の必要な幼児・児童生徒に関する教育相談へ対応、校種間の連携調整などを行うことにより、就学前から高等学校等まで切れ目ない支援の実現に取り組みました。その中で、教育的ニーズの判断や整理、福祉や教育の専門機関への橋渡しなど適切な支援体制や教育環境の実現に努めました。また、特別支援学校と高等学校等の特別支援教育コーディネーターが、共に研修会に参加することで、学びを深めるとともに、情報交換・情報共有を行うことで、指導方法や支援体制などに関する専門性を高めることができました。

さらに、高等学校等における特別支援教育のニーズが高まり、コロナ禍の 研修会縮小等の影響はありましたが、高等学校等教員の特別支援教育に関す る研修会受講が増えています。

(2) 課題

小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターと通級指導担当者の約 2割が新担当者であることなどから、より専門性の高い教員の確保や経験に 基づくノウハウの確実な継承と、新たな人材の育成のほか、校長等の管理職 のリーダーシップのもと、特別支援学級と通常の学級の担任間の連携を含め た指導体制の充実など、校内体制を整備していく必要があります。

高等学校等では、発達障害の可能性のある生徒が一定数在籍しているものの、特別支援学級が設置されていないことなどから、教員の特別支援教育に関する知識や経験が不足している場合があります。そのため、指導のノウハウや就職等に関する知見を有する特別支援学校と高等学校等との連携を強化していくことが必要になっています。その際には、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用や合理的配慮の状況等について具体的な取組を進める必要があります。

3 医療的ケアの推進

(1) 成果

各学校においては、医療的ケアコーディネーター等が中心となり、校内の関係職員に対して医療的ケアを必要とする児童生徒の実態やケアの実施内容に関する研修を実施するとともに、県においては担当する教員が医療的ケアの基本的技術を修得できるよう法定研修を実施するなど、各学校で全教職員が共通理解の下に医療的ケアが行えるよう体制の整備を図りました。

さらに、緊急時マニュアル作成ガイドラインを策定するとともに、事故発生時における対応者の具体的な動きを例示するなど、各学校でより安全・安心な医療的ケアが実施できるよう枠組を整理しました。

(2) 課題

医療的ケアが必要な児童生徒は年々増加しているほか、人工呼吸器管理のような高度なケアを必要とする児童生徒が在籍するなど、高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応するため、各学校において中心的な役割を担う医療的ケアコーディネーターや医療的ケアに直接的に関わる看護職員に対して、関連する知識・技術の向上が図れるよう、研修体制を更に充実させていく必要があります。

4 ICT機器の活用

(I) 成果

令和元年度から国が進めているGIGAスクール構想により、タブレット等の一人一台端末の導入が進んだことで、これまで特別支援教育で個別に取り組まれてきたICT機器を活用した支援や学習指導が、学級や学年の集団に広まり、児童生徒及び教員にとって大変身近になったと言えます。

端末の整備に加え、視覚障害のある児童生徒が情報端末を利用する際にテキストを読み上げるソフトや、重度重複障害のある児童生徒が少ない力で操作できる入力スイッチなどの、児童生徒の障害特性に応じた補助装置の整備を進めました。

ICTにより障害を補い個々の能力を発揮させる取組、障害の状態や特性に応じたプログラミング教育の指導方法の確立などの実践事例の集積に努め、その様子をICT活用実践事例発表会やホームページで公開し共有したほか、長期入院している県立特別支援学校の生徒と在籍校の同時双方向遠隔授業を実施し、学習の遅れに伴う不安軽減等につながりました。また、AIドリルを導入することで、教科指導における、切れ目ない学びと学習の質の確保とともに、個別最適な学びの提供と学習の継続を図ることができました。

(2) 課題

GIGAスクール構想の実現に向けたハード面の整備が大幅に進んだことから、今後は学習指導等におけるICT機器の更なる効果的な活用と同構想による一過性の活用に終わらせることなく、障害種別や児童生徒の発達段階及びICTスキルに応じた取組を継続していくことが必要になっています。また、情報端末を活用した家庭学習、クラウド上のデータ活用など、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができる個別最適な学びの実現に向けた、専門家の助言やICT支援員等の配置が必要です。

さらにICT機器活用による指導を充実させるためには、教員のスキル向上が必要であり、ICT機器に関する情報提供のほか、ICT環境整備や情報セキュリティ等について相談できる体制の整備が求められます。

5 教員の専門性・指導力の向上

(1) 成果

本県の特別支援学校における、令和5年度の特別支援学校教諭免許状保有

率は8 | . | %であり、平成25年度の64.6%から| 6.5ポイント増加しました。

特別支援教育に関する専門性向上のため、総合教育センターを中心に全ての教員を対象とした研修や職責に応じた研修を充実させたほか、外部専門家を各学校に派遣した校内研修支援、校内体制の充実に取り組んできました。また、令和6年1月に「みやぎの教員に求められる資質能力(平成30年3月宮城県教育委員会)」を改定し、「発達障害を含む障害等への理解」や「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」の記述を加えて、特別支援教育を校長などの管理職を含め全ての教員に求められる資質能力として明確に位置付けました。

教員採用の段階では、特別支援学校教諭の免許取得要件による加点制度を 設け、より専門性の高い教員の採用に取組んでいます。

(2) 課題

全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性を高める研修の実施 のほか、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室担当者向けの研修を充実 していく必要があります。

小・中学校等の特別支援学級では、担任が替わる頻度が高く、培った専門性が組織的に蓄積されない傾向があります。このため、特別支援学級の担任だけではなく、管理職のリーダーシップのもとに、学校全体で特別支援教育を推進する校内体制を整備していくことが必要です。また、令和5年度の全国の特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は87.2%で、全国平均を下回っているほか、小・中学校等の特別支援学級において、令和5年度の特別支援学校教諭免許状保有率は38.8%に留まっており、保有率を更に上げる取組が必要となっています。

その他、特別支援学級や通級指導教室担当者は、授業研究や公開授業などの機会が少ないことに加え、指導力向上には研修の受講が必要なものの、校内体制や児童生徒の実態等により、研修に参加しにくい環境であることから、オンラインによる研修やOJTなど多様な実施方法を検討していく必要があります。

6 教育環境整備の推進

(I) 成果

仙台圏域において、秋保かがやき支援学校を新設するとともに、市町村立 学校の余裕教室等を活用して利府支援学校塩釜校、小松島支援学校松陵校及 び名取支援学校名取が丘校の各分校を設置することにより、域内の県立知的 障害特別支援学校の狭隘化の緩和を図りました。これにより、市町村立学校 の一部を借用して設置した分校においては、設置先の学校との行事や交流学 習を通じて、自然な形でインクルーシブな教育を実践することもできました。 さらに、軽度の知的障害のある生徒のニーズに対応するため、女川高等学 園及び岩沼高等学園川崎キャンパスを開校するとともに、小牛田高等学園へ の仮設校舎設置や秋保かがやき支援学校への産業技術科設置などの取組を進 めました。

(2) 課題

令和3年9月に公布された特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準となる「特別支援学校設置基準」では、既存施設については当分の間、設置基準によらないことができるとされましたが、可能な限り速やかな対応に努めることが求められています。この設置基準に基づき、令和5年度の児童生徒数により校舎等の必要面積を試算したところ、県立特別支援学校26校中、校舎については9校、運動場については15校において基準を下回る結果となりました。また、令和5年10月に文部科学省が実施した教室不足調査では、本県において今後62教室(うち1教室は仙台市立鶴谷特別支援学校分)の整備が必要という結果となりました。

このような状況において、各学校では教室不足による学習指導や安全管理 の面での課題が生じているため、狭隘化対策を推進していく必要があるとと もに、軽度の知的障害のある生徒のニーズへの対応については、今後も中学 校特別支援学級の在籍者数が増加する見込みであることから、県立特別支援 高等学園の定員や入学者選考の見直しなどを検討していく必要があります。

目標3 地域づくり

- I インクルーシブ教育システムの推進
- (1) 成果

平成 | 6年度から続く居住地校学習の交流実施割合は、平成27年度以降30%台を維持しており、令和元年度は35.2%まで増加しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、実施割合は一時低迷しましたが、令和5年度は34.1%まで持ち直しています。また、小・中学校等の協力校も平成26年度の228校から令和5年度は271校まで増加していることから、小・中学校等の児童生徒や教員、保護者へのインクルーシブ教育の理解促進につながっています。

特別支援学校へのコミュニティ・スクール導入により、今まで学校教育の 範囲内で広げてきたインクルーシブ教育の理解促進が、地域社会へとより広 がりやすくなることが期待できます。

(2) 課題

地域に根差したインクルーシブ教育及び共生社会の実現に向けて、居住地校学習における交流及び共同学習の充実、コミュニティ・スクールの取組の拡充などを進めていく必要があります。また、特別支援学校の狭隘化対策として市町村立学校の一部を借用して設置した分校について、インクルーシブ教育システムの視点による教育課程の工夫、特別支援学校と小・中学校等の交流及び共同学習の促進を目的とした副籍制度の導入を検討していくなどの取組が望まれます。

2 市町村教育委員会への支援

(1) 成果

市町村教育委員会が担う就学事務を支援するため、平成26年に「教育支援の手引」を作成し、改訂を重ねながら、市町村教育委員会に配布し、活用を促しているほか、就学事務担当者を対象に就学手続きに関する研修会を実施しています。

市町村教育委員会での就学に係る困難事案について助言を行う就学相談会の開催のほか、就学支援審議会を設置し、市町村教育委員会からの相談対応への体制づくりを進めています。

特別支援学校のセンター的機能として、特別支援教育コーディネーターが 幼稚園・保育所等及び小・中学校等の相談・支援を行ってきたことにより、教 員の特別支援教育に関する専門性の向上につながりました。

(2) 課題

市町村教育委員会が担う就学事務については、障害や教育課程の理解など が必要となり、退職教員を含めた専門性を有する担当者の配置が望まれます。 また、市町村教育委員会及び教育事務所における研修等、専門性の維持向上 に対する支援を継続していく必要があります。

3 特別支援教育の推進に向けた理解啓発

(1) 成果

本県の特別支援教育の概況と就学手続き等を記載したリーフレット「宮城 の特別支援教育」を作成し、ホームページ上で公開することにより、障害のあ る児童生徒の教育について適切な理解啓発を図りました。

平成30年度から特別支援学校文化祭を開催し、ステージ発表や作品展示 などを通して、特別支援学校や障害のある児童生徒の学習活動を広く県民に 啓発したほか、総合教育センターにおいて県民を対象とした「特別支援教育 公開講座」を年2回実施し、特別支援教育の理解促進に努めました。

さらに、「宮城県障害者雇用支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事 業所や優秀な勤労実績を有する障害のある人を表彰するほか、講演会の開催 など県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図っています。

(2) 課題

特別支援教育に関する理解が高まり、障害のある児童生徒等の多様な学び の場が広く認知され、就学や進学の選択肢が広がりを見せています。更なる 理解促進を進めるためには、様々なメディア(SNS等)やイベント等を活用 して特別支援教育に関する情報を提供していくことが求められます。

Ⅲ 構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を 目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教 育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

国の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告(令和 3年 | 月)」では、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教 育を進展させるため、引き続き「障害のある子供とない子供が可能な限り共に

Ⅳ 特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を 目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教 育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い,一人一人の生き方を相互に認めあ える「共生社会」の形成が、今、強く求められています。それは、障害のある者 と障害のない者が、共に学び、共に生きる社会であり、一人一人が大きな夢を持 教育を受けられる学びの場の整備」、「障害のある子供の自立と社会参加を見据|ち,持てる力を最大限発揮し,自らの役割を主体的に果たす社会です。こうした え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」を着実に進め、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すとされています。また、県には個別最適な学びの実現が求められています。

これまで本県では、平成 I 7年7月に「宮城県障害児教育将来構想」、平成 27年2月に「宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、特別支援教育の推進 に努めてきました。

さらに、本県の教育施策を総合的かつ体系的に推進するため、令和6年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画(改定版)」では、目指す姿の実現に向けて、特別支援教育に関して「多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進」を基本方向のもと、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」、「多様性を尊重し共に学び合う教育の推進」に取組むこととしています。

一方、現構想の課題でも述べた「在籍する児童生徒数の増加に伴う県立知的障害特別支援学校の狭隘化への対応」、「一人一人の教育的ニーズへの対応として、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」、「医療的ケアを必要とする児童生徒への支援」、「教員の特別支援教育に関する知識の向上」、「特別支援教育に関する県民の理解促進」などが引き続き求められています。

今回策定する将来構想においては、これらのことを踏まえるとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進により、公平性を高め、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、地域において教育を受けることで、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として総合的に支援していくために、基本的な考え方を現構想から継承し「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」とするものです。

IV 今後の特別支援教育の進め方

社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が大きな役割を担っています。

本県では「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とした平成 I 7年策定の「宮城県障害児教育将来構想」の基本理念の下、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を I 0年にわたり進めてきました。これらは、学習支援室システム等、適切な支援を確保する体制の在り方、教員の専門性向上、地域への理解啓発等に一定の成果を挙げてきました。

一方、この間、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や通常の学校における発達障害のある児童生徒数の増加、更には学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により、多様化する教育的ニーズへの適切な対応として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続的で切れ目のない「多様な学びの場」の教育環境整備が求められています。また、教員の幅広い専門性の向上、地域教育資源の活用、ICTを含めた教材の充実も同様に求められています。

そこで基本的な考え方を「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」とし、現構想の基本理念と取組を継承しつつ、その取組の充実と更なる広がりを図り、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として全面的に支援していきます。

V 今後の特別支援教育の進め方

「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニ

基本的な考え方のもと、特別な配慮や支援を必要とする全ての児童生徒が、主体的に社会参加できるよう自ら考え、判断できる力を身に付けるとともに、心豊かな生活を送ることができる共生社会の実現に向けた関係者の理解促進を図るため、「自立と社会参加」、「誰一人取り残さない学校づくり」、「誰もが認め合う地域づくり」の3つを目標に掲げ、施策を推進していきます。

目標 | 自立と社会参加

児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

I 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

(1) 乳幼児期の連携

乳幼児健診等を活用するなど、早期から幼児の状況を的確に把握し、地域で切れ目なく支援を受けられるよう、教育、福祉、医療機関等との連携を一層深めます。

具体的には、特別支援連携協議会や広域特別支援連携協議会を通して市町村における特別支援教育の推進、市町村特別支援連携協議会の設置を働き掛けるとともに、関係部局の連携による支援体制を構築します。

(2) 就学前(幼稚園・保育所等)の連携

幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるよう、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、園内体制の整備や関係機関との連携等を働き掛けます。また、幼児教育の観点から特別支援教育を充実するため、教職員や特別支援教育コーディネーターの資質向上のための研修機会を充実します。

併せて、小学校教育への円滑な接続は重要であり、特別な支援を必要とする幼児やその保護者が、適切な支援を地域で切れ目なく受けることができるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成・活用を働き掛けます。

ーズに応じた適切な教育を展開する。」

この基本的な考え方の下、施策を推進するにあたり、次の3つの目標を掲げます。 I つめは、障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取組むことができる体制の整備、2 つめは、個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり、3 つめは、地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくりです。 つまり、将来の共生社会の中で、障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を目指すものです。

目標 | 【自立と社会参加】

障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

I 乳幼児期(早期)からの支援体制の充実

ライフステージに応じた必要な支援を行うため、乳幼児期から専門的な教育 相談・支援が受けられる体制を、教育、医療、福祉、保健、労働等との連携の下 に確立します。

子育でに関する相談については、特別支援学校のセンター的機能の発揮を基本としながら、保護者の要望に可能な限り対応できるように、学校のほか、市町村の関係各課、専門家等がネットワークを組織します。そこでは、子どもの実態に応じた適切な時期に、必要な支援が受けられるよう、教育的ニーズと支援の在り方について関係者間の共通理解を図るとともに、適正な就学に繋げる乳幼児期からの相談・支援体制の整備・充実を図ります。

あわせて、市町村教育委員会の教育支援体制の充実を支援するため、県教育委員会では「教育支援の手引き」を作成し、障害のある児童生徒の就学先決定のための総合的な判断に必要な事項と具体的な内容や、就学先を選択・決定するための手順等について提示するなど、市町村教育委員会における教育支援体制づくりへの支援を行います。

また、学校における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成においては、保護者や専門家等からの協力を得て、関係機関、関係部局が保有している本人に関する情報を活用しながら、一人一人に対する「合理的配慮」を明らか

(3) 就学中の連携

就学中においても、個別の教育支援計画等を活用し、福祉、医療、労働などの関係機関と連携して、特別な支援を必要とする児童生徒やその保護者に対し、積極的に情報提供や支援を行います。特に、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所との連携を強化していきます。

さらに、全ての特別な支援を必要とする児童生徒のキャリア教育を充実させるために、早期から卒業後を見据え、保護者や身近な教員以外の大人とコミュニケーションを取る機会のほか、自己肯定感を高める経験となる、職業体験を行う機会等を確保するとともに、地域の関係機関等と連携した就労支援を充実します。

学校間の連携では、特別な支援を必要とする児童生徒が受けている学習指導の内容や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画を活用して引継ぎ、各学校における適切な指導の充実につなげます。

加えて、個別の教育支援計画の作成や合理的配慮の検討に当たっては、児童生徒本人の参画を促進し、自ら選択する力と自ら意思を表明する力を育成します。

(4) 卒業後の連携

卒業後の生活を安定したものとするため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、必要な配慮について、関係機関に情報が確実に引継がれるよう努めます。教育における個別の教育支援計画、福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画、労働における移行支援計画を活用し、特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実に努めます。

- 2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
- (1) 生涯学習の推進のための取組の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が生涯を通じて、教育や文化芸術活動、 スポーツ活動などを様々な機会に親しむことができるよう、専門家等の外部 講師を招いた授業の実施など、在学中から生涯学習を行うための素地を培う 機会を充実します。特に、高等部段階においては、これらの機会を具体的に教 にする必要があります。学校はその計画に基づいた対応が求められることから, モデル事業等を展開しながら成果を普及していきます。

2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

保護者,学校,市町村,福祉,企業を含めた労働等の関係機関は,緊密に連携するとともに本人の意思決定を適切に支援し,卒業後の就労や自立,社会参加に向けて,児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対応した教育活動や卒業後のサポートに取り組みます。

また、ライフステージの接続期には特別な支援を必要とする児童生徒につい

育課程に取り入れ、計画的に実施できるよう工夫します。

(2) 卒業後の充実した余暇活動のための支援

卒業後も生涯学習や余暇活動の機会を充実するため、「みやぎ県政だより」や「まなびの WEB 宮城」等を通じて社会教育や学習機会に関する講座やイベントなどの情報発信に努めます。

※「I 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」「(3) 就 学中の連携」「(4) 卒業後の連携にキャリア教育の充実と」して記載

目標2 誰一人取り残さない学校づくり

児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

- I 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
- (1) 特別支援学校における教育環境の整備

国が定める「特別支援学校設置基準」に基づく各学校の必要面積の充足率 や令和5年IO月に文部科学省が実施した教室不足調査の結果等を踏まえ、 今後の児童生徒数の推計等を考慮した上で、県立知的障害特別支援学校の狭 隘化の解消を図っていくため、引き続き県有財産や統廃合により使用が見込 まれない小・中、高等学校の校舎、余裕教室などを活用した分校設置等の教育

て,具体的な支援を行うため,所属していた各学校等から,障害の状態,配慮事項,関係機関などの情報を適切に引き継ぐとともに,「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を図ります。

このほか、一人一人に応じた日常生活におけるQOL(Quality of Life)の向上や新たな才能の開花に繋がるよう、日頃から、音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動等の充実を図ります。

3 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

早期から将来を見据えた進路に関する指導が、計画的に推進されることが必要であり、児童生徒が将来の生活を思い描き、社会の変化や直面する様々な課題に柔軟に対応できるよう、支援を充実します。

そのようなことから、自立と社会参加に必要な支援を適切に行うため、関係機関とのネットワークづくりを行い、それぞれの支援の在り方について、認識の共有を図ります。

障害の状態に応じた複数の教育課程を編成するほか、卒業後の生活を見据え、 学校と事業所及び関係機関が合同で研修会を行うなど、教育課程や教育活動の 見直しを図るとともに、児童生徒の自立と社会参加の促進に向け、一人一人の 能力を可能な限り発揮できる学科の再編を検討します。

また,「個別の移行支援計画」等を用いて,進路先へ障害の状態等の情報提供 を行うなど,障害のある児童生徒の理解促進を図り,進路先と連携するととも に継続した支援を行います。

目標2 学校づくり

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の 整備

Ⅰ 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズを把握するため、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内において様々な方法により実態調査を実施するとともに、計画的に校内委員会を開催し、検討を行うなど、組織的かつ適切に支援を行います。そして、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を促進し、系統的、組織的な支援の充実を図るため、以下のような取組を進めます。

環境の整備を進めます。

また、経年劣化により構造耐力が低下している既存校舎等の改築や長寿命 化改修など老朽化対策に関する計画等を考慮した上で、狭隘化の解消とあわ せて一体的な対策を講じることを検討します。そのほか、複数の障害種部門 の併置・併設などについても検討を行います。

(2) 学びの場を主体的に選択できる進路支援の充実

特別な支援を必要とする生徒が中学校卒業後の進路を選択する際に、進路 先についての十分な情報を得られるよう、高等学園等の合同説明会を実施す るとともに、中学校の生徒及び進学担当教員に対するウェブページやSNS を活用した情報発信に努めます。

また、生徒本人が主体的に希望進路を幅広く選択できる高等部等の入学者選考の在り方を検討します。

(3) ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

障害の状態と特性等に応じたきめ細かな指導・支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会を提供するとともに、デジタルデバイドの解消を目指したICT活用を推進します。

視覚障害や聴覚障害に対応したICT機器の活用、意思の表出やコミュニケーションの手段及び遠隔による指導への活用のほか、在宅就労など新たな働き方に対応したキャリア教育・進路指導の充実への活用など、ICT機器の日常的な活用により効果的な指導・支援ができるよう取り組みます。

(4) 小・中学校等における特別な支援を必要とする子供の学びの充実

発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることなどを踏まえ、合理的配慮の提供や担任と特別支援教育コーディネーターの連携による支援など、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた必要な支援を行います。

さらに、全ての児童生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくりを推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた 適切な指導の充実を図ります。

通級による指導では、自立活動の内容を参考にした特別の教育課程を編成

- · 児童生徒が抱える課題の解決に向けて,生徒指導部や教育相談部等,既存の校内組織との連携を図り,教職員が課題に気付いた時点で,速やかに相談できる体制を確立します。
- ・ 特別支援学級や通級による指導の担当者は、その専門性を生かし、通常の学 級等へ巡回指導を行うなどの校内体制を構築します。
- ・ 各学校や地域にいる専門家がチームを組んで、様々な場面で児童生徒や保護 者のほか、指導する教員を支援するシステムを構築します。
- ・ 各学校においては,学習集団の編成や学習内容・指導方法の改善,学校設定 科目の検討等,教育課程編成を工夫します。
- ・ 障害のある児童生徒が通常の学級に在籍し、障害のない児童生徒とともに学習する場合は、必要に応じて教員の複数配置を行うなど、校内体制の整備に努め、ティーム・ティーチングにより役割を分担しながら、障害のある児童生徒ともに学級全体の児童生徒の指導に当たります。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るためには、医療的ケアコーディネーターを中心とした、教職員と看護師の連携や医療的ケアに関する研修を実施するなどして、校内の全教職員が共通理解し、医療的ケアを行う体制の整備を進めます。
- ・ 肢体不自由のある児童生徒に対応するためのバリアフリー化や、情緒的に不 安定な児童生徒への対応に必要な、精神的な安定を図るための場所を準備する 等、基礎的環境の整備を図るとともに、ICTの活用も含めた教材教具の充実 を図ります。

し、在籍する通常の学級と連携した個に応じた支援を行います。

特別支援学級では、自立活動を取り入れた教育課程に基づく自立活動の時間を確保するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。また、特別支援学級の児童生徒が、在籍する学校の通常の学級の一員としても活動する取組が実施できるよう、交流及び共同学習の推進を市町村教育委員会に働き掛けます。

(5) 高等学校等における特別支援教育の充実

全ての教職員が特別な支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、学ぶ過程において生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的に行います。また、インクルーシブ教育の充実について検討していきます。

特別な支援を必要とする生徒に対しては、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員を中心に、校長のリーダーシップのもと、適切な教育相談の実施や合理的配慮の提供を行います。特に、義務教育段階から行われている必要な支援が、入学後も切れ目なく行われるよう、生徒や保護者の意向にも配慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用します。

さらに、全ての生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学級経営や授業づくり、障害の状態に応じたICTの活用等により、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導の充実を図ります。

通級による指導においては、学習上又は生活上の困難のある生徒が、安定 した学校生活や集団活動が行えるよう、学校の特色と生徒の教育的ニーズに 応じた特別な教育課程を編成し、自立した社会生活を目指す自立活動の指導 など、きめ細かな指導・支援を行います。

また、小・中学校等における指導や合理的配慮の状況などを高等学校等へ十分な引継ぎを行うことができるよう、支援体制を充実します。

(6) 安全・安心な医療的ケア等の実施体制の整備

これまで以上に高度化・複雑化している医療的ケアの内容に対応するため、 各学校で中心的な役割を担っている医療的ケアコーディネーターに対して、 教職員と看護職員の連携やそれぞれの役割などに関する研修を実施します。 また、医療的ケアへ直接的に携わる看護職員に対して、より専門的な研修を通して、知識・技術の向上を図ることで、これまで以上に安全・安心な医療的ケアが実施できる体制の整備を進めていきます。

さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する通学支援や指導的な役割を担う看護職員の育成など、他の自治体における取組などを参考にして、今後更に医療的ケアを行う体制の充実が図れるよう、検討を進めていきます。加えて、医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等(以下「小慢児等」という。)及びその家族、関係者からの療養や就学・就労等に係る相談に対応するとともに、小慢児等を支援する教育機関関係者に対する疾病に係る周知啓発等により、相談支援体制を整備し、小慢児等の健全育成及び自立促進に努めます。

- 2 学習の質を高めるための教員の専門性向上
- (I) 全ての教員の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮等に関する 理解の促進

全ての教員には、障害の特性等を理解した指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識のほか、合理的配慮に対する理解等が求められます。

そのため、研修や計画的な採用・人事異動などにより専門性の高い人材の育成・確保に努めます。

(2) 特別支援教育を担う教員の専門性の向上と蓄積

特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の幼児児童生徒が在籍しているとともに、障害の状態等が個々に異なり、重複障害のある幼児児童生徒も多いことから、一人一人の障害の状態や発達段階に応じた指導が求められています。また、通級による指導や特別支援学級の担当教員には、通常の教育課程に基づく指導力を基盤として、特別な教育課程の編成、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成及び障害の特性等に応じた指導方法のほか、自立活動を実践する力、保護者支援、関係機関との連携に関する専門性が求められています。

そのため、研修機会や内容の充実、校内の支援体制整備を図り、教員の特別支援教育に係る専門性を向上させるとともに、引き続き免許法認定講習の集

2 学習の質を高めるための教員の専門性向上

小・中,高等学校等の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため,管理職がリーダーシップを発揮し,特別支援教育に関する校内研修を実施するとともに,特別支援学校での体験研修や県総合教育センター等での研修を通じて,特別支援教育への理解促進や更なる指導力の向上を目指します。

また、特別支援学級、通級による指導の担当者、理学療法士 (PT) 作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し、通常の学級の児童生徒への支援、指導内容と方法の改善及び充実を図ります。

さらに、発達障害を含めた様々な障害によって生ずる多様な教育的ニーズに 対応する専門的な指導や学級運営の在り方、教育相談への対応、関係機関との 連携等について的確に対応できるよう、教員の研修内容の更なる充実を図りま す。

学校現場における教員支援及び研修の充実のためには,教員養成段階も含め, 大学や各研修機関との連携強化を図ります。

また、特別支援学校はもとより、小・中、高等学校等の教員に特別支教育に関する専門性が確保されるために、認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得、小・中、高等学校等と特別支援学校との人事交流の促進及び教員採用の在り方等について、今後、検討していきます。

このほか,特別支援学校のセンター的機能を発揮し,小・中,高等学校等への 支援を担う特別支援学校の教員には,特別支援教育に関する豊富な経験と高い 中開設等を行い、特別支援学校教諭免許状の保有率向上を促進します。

(3) 職能や教職経験年数に応じた特別支援教育に関する教員の資質能力の向上 教職員研修計画に基づく基本研修や専門研修のほか、「みやぎの教員に求め られる資質能力」に位置付けられた発達障害を含む障害等への理解など子供 を多面的・総合的に理解する視点等を体系的に取り入れた研修を、教職員の 負担を考慮しつつ実施します。また、学校等からのニーズに対応した研修を 進めます。

併せて、学校全体で特別支援教育に取り組む観点から、学校経営の改善・充実にもつながるよう、管理職を対象とした研修の機会や内容の充実など、特別支援教育を組織的・実践的に推進します。

さらに、幼児児童生徒に対し、適切な支援を継続的に行うために重要な役割を担う特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の一層の充実を図ります。

加えて、国立特別支援教育総合研究所等の研修へ教員を派遣するなど、特別支援教育に高い専門性を有する人材の育成に取り組みます。

(4) 専門性向上を支える校内組織の整備

教員の専門性向上には研修の充実が必要なことから、校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心として組織的に校内研修を計画し推進できる体制を整えます。また、総合教育センター等が開催する研修に教員が計画的に参加できるようバックアップ体制を整備します。

さらに、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、臨床心理士等の外部専門家の専門性を活用し、校内でのケース会議や検討会を通して教員の実践的な力の向上に取り組みます。

´※「I 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現」「(I) 特別支` 援学校における教育環境の整備」として記載 専門性が求められることから、計画的に養成します。

3 学習の質・効果を高めるための環境整備

狭隘化への対応を図るため、仙台圏域における特別支援学校の新設、県有財産や廃校となった小・中、高等学校等の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置、複数の障害種部門の併置・併設などを検討します。

また,軽い知的障害のある生徒のニーズに対応するため,高等学園の新設や 収容定員の拡大に向け検討します。

目標3 誰もが認め合う地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を促進するための環境整備と共生社会 の実現に向けた関係者の理解促進

- Ⅰ 共生社会の実現を目指した理解促進
- (1) インクルーシブ教育の更なる推進

障害の有無によらず児童生徒が可能な限り共に教育を受けられる条件の整備と、特別な支援を必要とする児童生徒の生活の基盤となる地域社会への参加を見据え、交流及び共同学習を更に推進します。その際、小・中学校等においては、教科学習について、障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものは、年間指導計画等に位置付けて計画的に実施できるよう働き掛けます。

さらに、特別支援学校の児童生徒が地域の学校に副次的な籍を置く副籍制度をモデル的に導入し、地域社会とのつながりを深めることに取り組むとともに、交流及び共同学習を発展的に進めるインクルーシブな学校運営の在り方について検討を進めます。

(2) インクルーシブ教育の推進に向けた理解啓発

交流及び共同学習を更に推進することにより、学校と保護者及び地域に対するインクルーシブ教育への理解と啓発を進めます。また、特別支援学校のコミュニティ・スクール設置を推進し、地域社会と特別支援学校が一体となって魅力ある学校づくりを進めていくことで、地域からの関心を高め、共生社会の実現に努めます。

さらに、特別支援学校文化祭の開催、みやぎ出前講座における特別支援教育に関するメニューの設定など、広く県民への啓発活動を継続します。

(3) 特別支援学校が地域において果たす役割の強化

特別支援学校が地域において果たす特別支援教育のセンター的機能の他 に、次の役割を強化します。

- ・ 特別支援教育への理解を促進するため、関係団体との連携を深めた作業 学習や職場体験を行います。
- ・ 地域コミュニティの活性化に貢献するよう、地域に開かれた施設運営、 地域と密着した学校行事運営などに取り組みます。

目標3 地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会 の実現に向けた関係者の理解促進

Ⅰ 共生社会の実現を目指した理解促進

インクルーシブ教育システムの推進に当たっては,その理念を地域社会が理解し協力を得られるよう,丁寧な啓発活動を実施します。

県教育委員会及び市町村教育委員会は、連携協議会を開催し、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関と特別支援教育に関する研修会を実施し、インクルーシブ教育システムの理念やそれに関する法令等を理解するとともに、幼稚園、小・中、高等学校、特別支援学校等で行われているそれぞれの教育を理解するなど、障害のある子どもを地域全体で育てる環境づくりを進めます。

また、各学校においては、「障害者の権利に関する条約」に基づき、児童生徒に必要とされる合理的配慮及びその具体化を図るための基礎的環境整備の提供が求められることから、管理職をはじめとする教職員は、インクルーシブ教育システムに関する理解とともに合理的配慮の在り方に関する研修を十分行うなど、専門性の向上を図ります。

なお、交流及び共同学習については、児童生徒が主体的に活動に参加できるよう、教育課程の中に位置づけ、計画的に推進します。また、高等部の生徒についても、社会への移行期として、多くの同世代の生徒との関わりを楽しむとともに、人々の多様な在り方が一層理解できるよう、高等学校との交流及び共同学習の積極的な推進を図ります。

2 市町村教育委員会へのサポート

(I) 研修等事業の充実

特別支援学校のセンター的機能を生かした、市町村教育委員会が行う特別 支援教育に関する研修事業等への支援のほか、総合教育センターを中心とし た、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターに対する研修事業の充実 を図ります。

通級による指導や特別支援学級の授業研究や授業づくりに対して、各教育 事務所を通して研修支援を行います。

(2) 就学における相談支援の充実

市町村教育委員会が実施する就学手続においては、本人や保護者が正確な情報を基に、就学先を選択できることが重要です。そのため、小学校や特別支援学校双方で受けられる教育内容や支援体制、合理的配慮の提供、卒業までの子供の成長の見通し等について情報提供を行うよう、市町村教育委員会に働き掛けます。

その際、市町村教育委員会が適切に学びの場の検討を行えるよう、県が作成している「就学支援の手引き」の活用促進と内容充実に努めます。

(3) 医療的ケア等の実施に関する支援

医療的ケアを必要とする児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、宮城県医療的ケア児等相談支援センター(ちるふぁ)等の関係機関とも連携の上、研修会等を通して必要な情報を市町村教育委員会へ提供していくとともに、医療的ケアを実施する際の個別の相談対応などに取り組んでいきます。

さらに、小慢児等が適切な療養を確保しながら就学できる環境を整備するため、小慢さぽーとせんた一等の関係機関と連携の上、研修会等を通して必要な情報を市町村教育委員会へ提供していくとともに、小慢児等に関する個別の相談に対応していきます。

2 市町村教育委員会への支援充実

市町村教育委員会においては、指導主事や外部の講師の専門性を活かした研修の充実を図り、共生社会の形成に向けた役割等についての理解を十分なものとする必要があります。

市町村教育委員会が障害のある子どもへ適切な教育支援を行うためには、市町村教育委員会に特別支援教育の経験豊富な職員を配置したり、児童生徒や保護者との教育相談を適宜行うことができるよう、退職した職員を非常勤として配置するなど、教育支援体制の整備が必要です。